

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系フィルタスラッジ貯蔵タンク（A）レベル計に指示不良（緩慢な上昇）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（4）点検において、安全弁より冷媒のリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	廃棄物処理建屋操作室現場監視用TVモニタの画面（新地下貯蔵設備制御盤及び地下ポンプ室）に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	2号機	制御棒駆動水ポンプ（A・B）入口圧力計（2台）の指示値に差異が生じているため、当該計器を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉給水ポンプ軸シール水ポンプ（B）の軸封部ドレン受け配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	3号機	原子炉格納容器窒素圧力低下事象に伴う計器調査において、原子炉格納容器酸素サンプリング装置ラック内計器継手部（2箇所）より窒素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	共用所内ボイラ新設加熱蒸気戻り配管洗浄作業において、当該ボイラ給水タンク（B）オーバーフロー配管より水のリーク（約50L、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
8	5号機	定期事業者検査のうち主要弁検査において、改訂前のチェックシートの使用が認められたため、当該部の改訂及び対応検討	C	
9	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）上下半車室目視点検において、嵌合部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	第1給水加熱器（A・B）及び第2給水加熱器（A・B・C）胴側レベル検出計点検において、当該検出器元弁（10台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	所内ボイラ（A）汽胴給水積算計後弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	所内ボイラ給水移送ポンプ点検において、インペラとライナーリングの間隙測定値に判定値外れが認められたため、当該ライナーリングを交換	D	
13	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（C）点検において、インペラとライナーリングの間隙測定値及びインペラとブッシュの間隙測定値に判定値外れが認められたため、当該ライナーリングとブッシュを交換	D	
14	6号機	タービン建屋換気空調系主油タンク室送風機フィルタに目詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	残留熱除去系（C）系低圧フラッシング弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
16	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）カップリング側メカニカルシールにリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉隔離時冷却系真空タンクレベルゲージに汚れが認められたため、当該レベルゲージを点検・清掃	D	
18	集中環境施設	プロセス建屋1階及び2階常用照明分電盤漏電しゃ断器（CKT-16）にトリップが認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	
19	集中環境施設	プロセス建屋操作室現場監視用TVモニタの画面（廃液乾燥固化系貯槽（A））に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで